

大野市省エネルギー診断料補助金のご案内 (令和7年度)

1 趣旨

市内の中小企業及び個人事業主等の脱炭素経営に向けた取組を支援するため、省エネルギー診断を受診した中小企業等に対して補助金を交付します。

2 補助対象事業

市内に所在する事業所において実施する「省エネルギー診断」を受診し完了したもの。

【省エネルギー診断とは】

本補助金は診断に要する費用に国の補助金が充当されている以下の省エネルギー診断を対象としています。診断メニューや金額など詳しい内容についてはそれぞれの事業を確認してください。

診断名	診断機関	診断メニュー
省エネ診断	一般社団法人 環境共創イニシアチブ	<u>①ウォーカスルーディagnos</u> (5,720円～48,840円) 設備の管理状況を診断し、エネルギーの無駄遣いや省エネにつながるヒントを見つけ、コスト削減の提案をします。 <u>②IT診断</u> (22,000円～55,000円程度) 計測機器で取得したデータを活用し、設備やプロセスごとのエネルギー使用状況の見える化、分析等を行い、省エネ対策を提案します。 <u>③伴走支援</u> (11,000円～22,000円程度) 更新設備の最適仕様の調査、補助金等の申請サポート、省エネ・再エネ取組の定着支援等、幅広いサポートをします。
省エネ最適化診断	一般財団法人 省エネルギーセンター	<u>①小規模診断</u> (7,920円) 専門家1人診断（説明会なし） <u>②A診断</u> (10,670円) 専門家1人診断+診断結果説明会 <u>③B診断</u> (16,940円) 専門家2人診断+診断結果説明会 <u>④大規模診断</u> (25,850円) 事前打合せ+専門家2人診断+診断結果説明会

3 補助対象者

市内に事務所又は事業所を有する中小企業及び個人事業主で、次の要件全てを満たしているもの

- (1) 経済産業省資源エネルギー庁の中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費の交付を受けた民間団体等が国補助金の対象事業として実施する省エネルギー診断を受けた者
- (2) この要綱による補助金の交付を受けたことがないこと
- (3) 市税を滞納していない者

4 補助金額

省エネ診断機関に支払った額（振込手数料は除く。）とし、上限額は23,000円とする。

5 申請受付期間

令和7年5月2日（金）～令和8年3月19日（木）

※ 予算額を超える申請があった場合、期限内であっても申請受付を終了します。

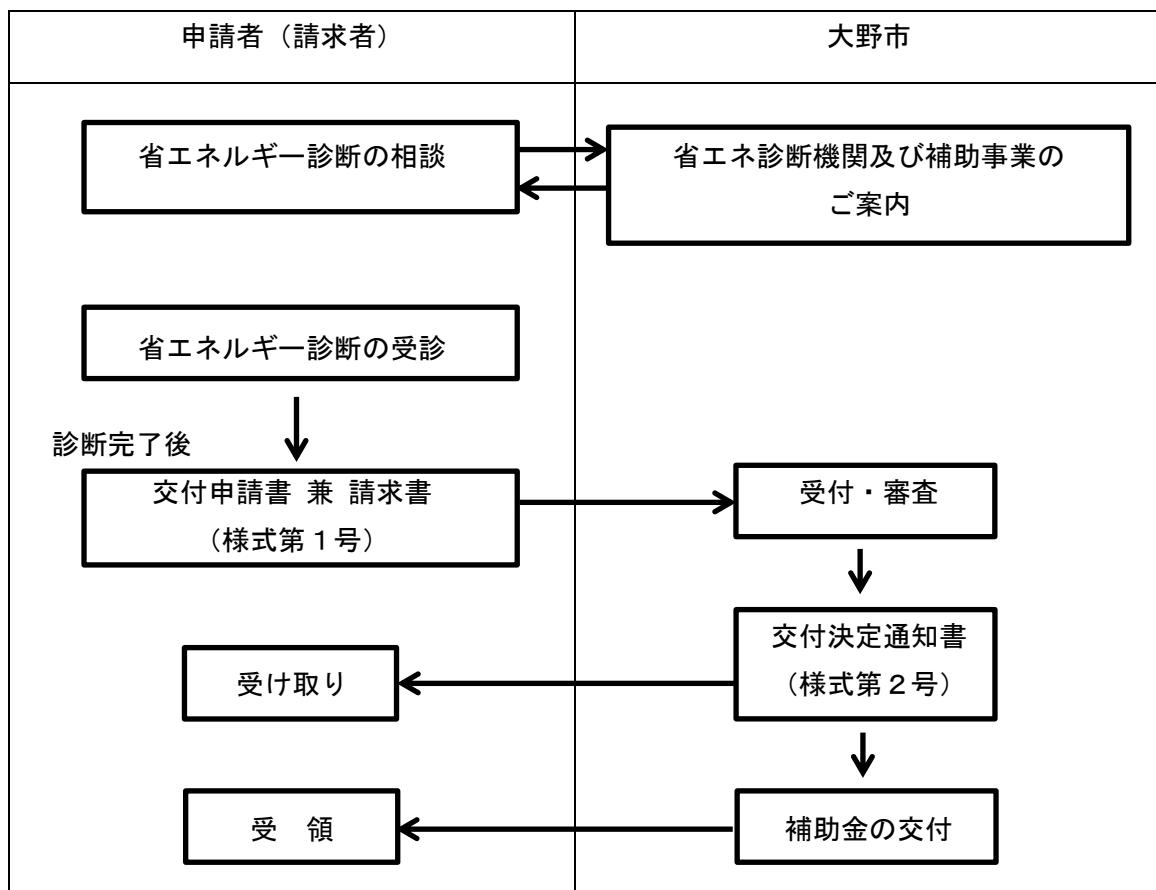
なお、この期限は、診断機関への診断料の支払いが完了し、関係書類を添えて市に補助金の申請書類を提出する期限であり、省エネルギー診断の申込期限ではありません。

6 提出書類

- (1) 大野市省エネルギー診断料補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 省エネルギー診断の診断結果の写し
- (3) 省エネルギー診断の診断料を支払ったことが分かる書類（領収書の写し等）
- (4) 申請者名義の振込先口座が分かる書類

なお、省エネ診断機関から提出された診断結果を受理後速やかにその写しを提出してください。

7 補助金交付の流れ



8 問合せ先

〒912-8666 大野市天神町1番1号

大野市くらし環境部環境・水循環課 電話0779-64-4828（直通）